

議案第 52 号

令和 8 年度鳩山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度鳩山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,710,453 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

埼玉県比企郡鳩山町長 小 川 知 也

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		1,277,937	50	1,277,987
	1 県補助金	1,277,937	50	1,277,987
5 繰入金		106,045	12,264	118,309
	1 他会計繰入金	69,798	970	70,768
	2 基金繰入金	36,247	11,294	47,541
6 繰越金		29,162	△12,264	16,898
	1 繰越金	29,162	△12,264	16,898
歳 入	合 計	1,710,403	50	1,710,453

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		15,864	0	15,864
	1 総務管理費	7,557	0	7,557
3 国民健康保険事業費納付金		407,268	0	407,268
	1 医療給付費分	272,157	0	272,157
5 保健事業費		24,548	50	24,598
	2 保健事業費	11,586	50	11,636
歳 出	合 計	1,710,403	50	1,710,453

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	1,277,937	50	1,277,987
5 繰入金	106,045	12,264	118,309
6 繰越金	29,162	△12,264	16,898
歳入合計	1,710,403	50	1,710,453

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	15,864	0	15,864	0	0	970	△970
3 国民健康保険事業費納付金	407,268	0	407,268	0	0	11,294	△11,294
5 保健事業費	24,548	50	24,598	50	0	0	0
歳 出 合 計	1,710,403	50	1,710,453	50	0	12,264	△12,264

2 歳 入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	1,277,937	50	1,277,987	1 保険給付費等交付金	50	○保険者努力支援分 医療費適正化や徴収対策強化等の取組みに対して、国の交付基準に基づき交付されるもの 50
計	1,277,937	50	1,277,987			

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	69,798	970	70,768	5 その他一般会計繰入金	970	○事務費等繰入金 国民健康保険の事務の執行に要する経費に対して繰り入れるもの 970
計	69,798	970	70,768			

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	36,247	11,294	47,541	1 財政調整基金繰入金	11,294	○基金繰入金 国民健康保険事業費納付金等へ充当するため繰り入れるもの 11,294
計	36,247	11,294	47,541			

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

1 その他繰越金	29,162	△12,264	16,898	1 その他繰越金	△12,264	○前年度繰越金 前年度決算における剰余金を受け入れるもの △12,264
計	29,162	△12,264	16,898			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1一般管理費	7,317	0	7,317	0 (繰) 事務費等繰入金	0	970 970	△970			
計	7,557	0	7,557	0	0	970	△970			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

1 一般被保険者医療給付費分	272,157	0	272,157	0 (繰) 基金繰入金	0	11,294 11,294	△11,294			
計	272,157	0	272,157	0	0	11,294	△11,294			

(款) 5 保健事業費

(項) 2 保健事業費

1 保健衛生普及費	10,986	50	11,036	50 (県) 保険者努力支援分	0	0 50	0	12 委託料	50	国保ヘルスアップ事業委託料 50
計	11,586	50	11,636	50	0	0	0			